令和7年度採用 会計年度任用職員(集落支援員)募集要項

受付期間 令和7年3月24日(月)から令和7年4月23日(水)

東成瀬村では、以下の内容で会計年度任用職員(集落支援員)を募集します。

1 募集職種

集落支援員 1名

- ・持続可能な集落の維持、活性化に向けて集落支援員としての活動となります。
- ・主な勤務地は東成瀬村企画課となります。
- ・標準的な勤務時間は、週4日午前8時30分から午後5時15分までの勤務となります。
- ・主な業務内容は、集落の巡回、状況把握などの見回り活動、地域の課題分析、話合いの場づくり等の 活動、行政及び関係団体と連携した地域支援活動等となります。

2 応募資格

- (1) 義務教育を終了し、健康で応募一覧による必要な資格等を有している方
- (2) 欠格事項(地方公務員法第16条の規定により以下に該当する方は応募できません。)
 - ・ 禁固刑以上に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの 人
 - ・ 東成瀬村において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定 する罪を犯し、刑に処せられた人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊する ことを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- (3) 令和7年6月1日現在で年齢18歳以上の方
- (4) 普通自動車免許(AT限定可)を有し、実際に運転できる方
- (5) 地域の活性化に興味があり、地域運営組織の担い手として勤務し、地域課題の整理、地域力の維持・活性化の取り組みができる方

3 応募方法

- ・ 「東成瀬村会計年度任用職員任用申請書」及び「東成瀬村会計年度任用職員エントリーシート」 を役場総務課に提出してください。
- 申請書は役場総務課で配布しています。
- ・ 資格等が必要な職種の場合、申請書と合わせて免許証等の写しも提出してください。
- ・ 選考過程で卒業証明書等の提出を求めたり、関係機関に照会することがあります。
- ・ 提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

4 受付期間

令和7年3月24日(月)から令和7年4月23日(水)まで

窓口に提出する場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日(休日)を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和7年4月23日(水)午後5時15分まで到着したものに限り受け付けます。

5 選考方法

第一次選考・書類審査

書類審査の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

通知は、受付終了日から2週間以内に郵送します。

第二次選考・面接審査

書類審査合格者について面接審査を実施します。

第二次選考は、東成瀬村内の会場で実施予定です。詳細な日時・会場等は、第一次選考結果を通知する際にお知らせします。

6 任用内定

選考結果に基づき、令和7年5月下旬を目途に任用内定通知を送付します。

※電話によるお問い合わせにはお答えできません。

7 任用期間

- ・ 任期は令和7年6月1日から令和8年3月31日までとなります。
- ・ 任期は、年度単位で更新します。その際、活動に取り組む姿勢、活動成果等を勘案し、継続更新に ついての判断を行います。

8 給与・報酬・手当等。

月額報酬は 16 万円です。その他、「東成瀬村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」等に基づき期末手当、費用弁償等が支給されます。

9 休暇等

休暇は、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に基づき、常勤の一般職に準じて付与されます。

10 社会保険等

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に定めるところにより、必要な要件を満たした場合に加入します。

11 その他留意事項

申請に際し、「東成瀬村会計年度任用職員について」を必ずお読みください。

お問い合わせ先 東成瀬村役場<mark>企画課 集落支援員担当</mark> 〒019-0801 東成瀬村田子内字仙人下 3 0 - 1 電話 0 1 8 2 - 4 7 - 3 4 0 2